令和5年9月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年9月11日(月曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 園田 恭子 2番 (欠席) 3番 繁田 郁子
 - 4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
 - 6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 (欠席)
 - 4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 (欠席)
 - 7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 湯浅 定夫
 - 10番 帆足 智己 11番 (欠席) 12番 柳井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹(統括) 梅木 嘉子

主査 繁田 寿美

7. 会議の概要

事務局長

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今より令和5年9月定例総会を開催します。

着席して進めさせていただきます。

それでは、会長、あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。

農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。

次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。

以後の議事の進行につきましては、会長よろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番委員、 5番委員、よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、大字帆足字盤若寺○○○番外1筆です。登記簿地目は田と畑で、合計面積は、1,119㎡です。申請者は、○○県の○○ さんです。土地の譲渡人は、○○県の○○○さんです。譲受人は、○○の○○○○さんです。譲渡目的は、贈与です。担当委員は、1番委員です。

次に、番号2、大字帆足字若宮〇〇〇番〇です。登記簿地目は畑で、面積は、551㎡です。申請者は、〇〇県の〇〇さんです。 土地の譲渡人は、〇〇県の〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、1番委員です。 次に、番号3、大字大隈字孫女〇〇〇番〇です。登記簿地目は田で、面積は、1,831㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇市の〇〇○さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇○さんです。譲渡目的は、贈与です。担当委員は、3番委員です。

次に、番号4、大字山浦字釣○○○番です。登記簿地目は 田で、面積は925㎡です。申請者は、○○の○○○さんです。土地の譲渡人は、○○の○○○さんです。譲受人は、○○の○○○○さんです。譲渡目的は、贈与です。担当委員は、6番副会長です。以上です。

議長

それでは担当委員の説明ですが、

番号1、2を1番委員、番号3を3番委員、番号4を6番副会長、 お願いします。

1番委員

番号1の調査結果を報告します。9月5日、譲受人の○○さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、国道○○○号線から○集落方向に入り、右折し、200mほど進んだ所に位置しています。稲を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、稲を作付けする計画です。権利の内容は、無償での所有権の移転です。譲渡人が遠方という理由による権利の移動です。譲受人は近くに住んでおり、農機具等もあり、問題ありません。農業従事者は本人のみです。繁忙期は子が手伝うそうです。

番号2の調査結果を報告します。8月30日、譲受人の○○さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、国道○○○号線から○集落方面に20mほど入った所に位置しています。現況は、畑で、果樹等が植わっていました。譲受人は自家消費の野菜を作る計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が遠方という理由による権利の移動です。譲受人の自宅から1分もかからないところにあり、農機具等も管理されており、問題ないです。

3番委員

番号3の調査結果を報告します。8月25日、譲受人の○○さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、国道○○号、○○○の信号から少し入った所に位置しています。兼業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田で、稲を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人がずっと大分市にいるという理由によります。譲受人の通作距離は1.5kmほどで、譲受人の田はきれいに作られております。農業従事者は、本人と子で、取得後の耕作に問題ありません。

推進委員

譲受人と譲渡人は兄妹です。相続で譲渡人が取得しましたが、ずっと管理していたのは譲受人ということです。問題ないと思います。

6番副会長

番号4の調査結果を報告します。8月25日、譲受人の○○さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、○○小学校の近くの橋のかなり上流になります。去年、今年も、水害のため、稲作はしていませんが、この土地は○○さんの祖父か父が譲り受ける話ができていて、譲渡人が耕作していたそうです。ただ、所有権を変えていなかったためで、今回、無償による所有権の移転です。譲渡人は、シイタケや水稲を作っており、専業農家で、1町6反ほど作っており、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑はありませんか。

4番委員

番号1と番号2は、同じ譲渡人ですが、無償と有償となっているのは何か理由があるのですか。

事務局

番号1のほうですが、譲渡人が窓口に来られた時に、頼んで無償でもらってもらうんだというようなことを話していました。田はよいのですが、畑がいびつで、その畑も頼んで贈与するというようなことでした。番号2のほうは、譲渡人が家も一緒に売られているので、それとセットでということで売買という形のようです。それで、無償と有償に分かれています。

4番委員

わかりました。

7番会長

自宅と隣接していたということですか。

事務局

自宅の真裏になります。○○さんが買わないと誰も買わないよう な土地になります。

議長

無いようでしたら採決します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案 どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(全員挙手)

議長

全員賛成です。第1号について原案のとおり決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、事務局説明をお願いします。

議長

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

番号1です。場所は、大字山田字山王〇〇〇番〇で、面積は、563㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、自己の住宅建築です。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇さんです。担当委員は、3番委員です。

議長

それでは担当委員の説明ですが、 番号1を3番委員、お願いします。

3番委員

番号1の調査結果を報告します。9月5日、申請者の○○さんと、推進委員、事務局と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、○○の○○○○○○○○から○○○の方向に入った所に位置しています。田んぼを宅地に転用する計画です。現況は畑です。周辺には農地や宅地が存在し、隣接には影響がない計画です。転用内容は、所有権の移転で、一般住宅で、11月に着工し、来年の6月に完成する計画です。土砂の流出等、周辺農地への影響はありません。過去に農地法の違反はありません。

推進委員

現状は道路に面した畑です。現状の高さで造成する計画です。道路からも3mほど離し、隣接の農地にも影響はないようです。排水は、隣接の家が既存で使ってある水路を使うので問題ないです。

議長

質疑のある方は挙手をお願いします。

事務局

補足説明です。第1種農地ですが、不許可の例外、集落接続の要件に該当します。また、農振除外を行っています。

4番委員

農振の手続きについてはどういう風にしているのですか。

事務局

農振の手続きは、農林課農政班が行っています。農用地の区分が 田んぼや畑になっている地番はそれから外さないと、転用申請がで きないことになっているので、前もって農振除外を行ってもらいま す。農振除外も農地転用できるかという前提で除外していますの で、農振除外の相談に来たときは事務局も許可権者である大分県の 担当者と確認を取り、判断しています。

7番会長

農振を外すときは、審議会があります。

議長

無いようでしたら採決します。

まず、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(全員挙手)

議長

全員賛成でございます。議案第2号について原案のとおり許可相 当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご 説明します。

所有者数は、11名です。合計面積は、6,022㎡です。

B分類は、農地としての再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。土地の現況地目が、山林及び原野であるものをあげております。 以上です。

(プロジェクターによる非農地の所在及び現況写真の説明)

議長
それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

議長無いようでしたら採決します。

議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (全員挙手)

議長 全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり決定し、所有 者に対して非農地通知書を送付します。

> 次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局 別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。

新規の設定です。

3年から5年が、合計件数7件で、合計面積28,043㎡です。 10年以上が、1件で、4,111㎡です。

以上、合計件数8件、合計面積32,154㎡です。

議長 質疑はありますか。

議長 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員(全員挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。 報告第1号、農地法第18条合意解約通知書が8件提出されてお 事務局 ります。 議長 何か質疑はありませんか。 議長 無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略) 議長 その他、委員から何かありましたらお願いします。 議長 それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会9月定例総会を閉 会します。